

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

01 鳥取県版環境管理システム(TEAS)普及事業

施策

1 事業の目的

鳥取県版環境管理システム審査登録制度(愛称:TEAS(テス))の普及により、県内の事業者、団体等の各種組織における環境配慮活動を推進する。

2 事業の内容

事業者等が構築して取り組む環境管理システムのTEAS規格への適合性を審査し、登録する。

TEAS規格の種類等については、次表のとおり。

○鳥取県版環境管理システムの種類

	TEAS 1種	TEAS 2種	TEAS 3種
対象	高度な環境管理を行う企業等	I種以外の企業等、高等学校	家庭・地域、小・中学校・特別支援学校、店舗・小規模事業所
登録	鳥取県	鳥取県	鳥取県
審査	鳥取県の認定する審査機関	鳥取県の認定する審査機関	鳥取県
経費	有料	有料	無料
有効期間	1期1年(更新可)	1期1年(更新可)	1期3年(更新可)
その他	ISO14001へ移行を目指す企業等に有効	ほとんどの組織で導入可能な環境管理システムとして有効	EMSを体験し、環境問題への理解を深めるために有効

【1種】

- ・平成19年度から、審査登録については鳥取県の認定する審査登録機関が有料で実施。
- ・平成23年度から、要綱の改正に伴い鳥取県の認定する審査機関が審査を実施し、県が登録。
- ・平成23年度から、KES(京都・環境マネジメントシステム・スタンダード)と協働認証を開始。

【2種】

- ・平成22年度までは、鳥取県が認定する審査機関に委託し、無料で実施。
- ・平成23年度から、要綱の改正に伴い鳥取県の認定する審査機関が有料で審査を実施し、県が登録。
- ・平成23年度から、KES(京都・環境マネジメントシステム・スタンダード)と協働認証を開始。

【3種】

- ・家庭・地域、小・中学校、店舗・小規模事業所等での取組を推進。
- ・家庭については、「わが家のエコ録」及び市町村の環境家計簿に取り組んでいる家庭を3種としてみなす。
- ・学校については、県・市町村教育委員会と連携して普及に努める。

○支援制度

TEASに取り組む学校については、環境学習等を支援するため、とっとり環境教育・学習アドバイザーを派遣する。

3 事業の現状及び課題

- ・TEAS登録は、1, 270件(平成26年2月末現在)
- ・市町村と連携することによって、家庭の登録件数が伸びた。
- ・企業については、登録件数の伸び悩みが見られるため、KESとの協働認証等のメリットの拡充についてPRの強化が必要

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874,7875

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
「TEAS(鳥取県版環境管理システム)審査登録制度」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17890>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

02 鳥取県環境管理システムの運用～TEAS(鳥取県版環境管理システム)1種認証取得～

施策

1 事業の目的

県の事務・事業に係る環境負荷の低減、環境法令等の順守、環境施策の推進等を図るため、鳥取県版環境管理システム(TEAS)1種の規格に沿ったシステムを運用し、継続的な改善を進める。

2 事業の内容

平成12年から運用をしてきたISO14001認証に替えて平成24年12月にTEAS1種の登録を完了。引き続き、県庁組織自らが事業者として環境配慮活動を推進し、環境への負荷の低減を図る。

【取組内容】

- (1) オフィス活動における環境配慮の推進(共通)
- (2) 公共事業・イベント等における環境配慮の推進(該当課)
- (3) 環境基本計画の「とっとり環境イニシアティブプラン」に基づく環境施策の推進(該当課)
- (4) 環境法令等の順守

3 事業の現状及び課題

従来からの環境配慮に対する取組みは後退させることなく全庁において環境管理システムの運用を図る。

連絡先

総務部 総務課 総務企画担当 電話0857-26-7883

参考URL

<http://www.pref.tottori.lg.jp/204002.htm>

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより「TEAS審査登録制度」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/teas/>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
2-1 環境教育・学習の推進

03 県立高等学校での環境教育の推進

施策

1 事業の目的

- (1) 県立高等学校の環境教育推進を図る。
- (2) 各学校が企画した環境教育推進活動を支援する。

2 事業の内容

環境教育推進活動への支援
県立高等学校裁量予算学校独自事業における環境教育に係る事業を促進する。

3 事業の現状及び課題

平成24年度に全県立高校がTEAS2種を取得し、各学校ごとに学校裁量予算を活用した環境教育等を実施している。

連絡先

鳥取県教育委員会事務局 高等学校課 指導担当 電話0857-26-7916

参考URL

鳥取県教育委員会事務局高等学校課のwebサイトより
高等学校課 県立高等学校における環境教育の取組
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95557>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

04 小・中学校における環境教育の取組

施策

1 事業の目的

学校の教育活動全体を通して環境や環境問題に関心を持ち、人間と環境とのかかわりについて理解を深め、環境を大切にする心を育てるとともに、環境保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力を育成する。

2 事業の内容

(1) 各教科等における取組

・総合的な学習の時間で、「環境」をテーマにした探究活動に積極的に取り組み、地域に根ざした体験活動を重視した実践を展開する。

(地域の特色や環境を生かすことに配慮する。)

・各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など環境教育に関わる学習内容において、児童生徒の発達段階や教科等の特性に配慮しながら課題解決的な学習を展開する。

(2) 児童会活動・生徒会活動、学級活動等における児童・生徒の自主的な環境に配慮した活動

・鳥取県版環境管理システム(TEAS3種)認証を取得し、各学校で計画した「環境に配慮した活動」を実施する。

・児童会や生徒会の呼びかけで学校全体で特色のある活動に取り組んだり、児童・生徒が学級活動として自主的に環境に配慮した活動に取り組んだりする。

(3) 環境教育全体計画の作成による、環境教育の充実をはたらきかける。

(4) 関係課と連携し、学校と連携した環境活動(エコアクションの推進 <エコを生活習慣へ～子どもへの意識づけ>)を進める。

3 事業の現状及び課題

【環境教育全体計画の作成状況】(平成25年度末現在)

小学校:84校(62.7%) 中学校24校(40.7%)

【TEAS3種の取得状況】(平成24年度末現在)

小学校:8校(6.0%) 中学校:3校(5.1%)

連絡先

鳥取県教育委員会事務局 小中学校課 指導係 電話0857-26-7915

参考URL

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

05 幼児・児童向け環境教育の促進

施策

1 事業の目的

- (1) こどもエコクラブの活動支援
子どもたちの興味や関心に基づいて、自然観察・調査やリサイクル活動、地球温暖化を防ぐ活動など、家庭・学校・地域の中で身近にできる「地球にやさしい活動」に自由に取り組む「こどもエコクラブ」の活動を支援する。
- (2) ちびっこエコスタート事業の推進
幼児期から環境を大切にする気持ちを育み、環境に配慮した行動のできる人を育成するため、幼稚園・保育所に「ちびエコアドバイザー」を派遣する「ちびっこエコスタート」事業を推進する。
- (3) 鳥取県エコアイデアコンテストの開催
県内の小学生を対象に夏休み期間中に、地球に優しく資源を大切にしたい気持ちを込めて作ったアイデアあふれる作品を募集し、エコ意識の醸成を図る。
- (4) エコ活ノート事業の推進
小学校高学年を対象として、家庭で取り組んでほしい環境に配慮した活動をまとめた「エコ活ノート」を教材にした出前教室を実施し、小学生及び保護者に対するエコ活（資源を大切に環境に配慮した生活）の普及を図る。

2 事業の内容

(1) こどもエコクラブの活動支援

ア 補助事業

補助事業	補助事業の内容	補助対象経費等
こどもエコクラブ活動支援補助金	・こどもエコクラブの活動経費に対する市町村の補助事業に助成 ・補助対象経費の限度額：メンバー及びサポーターの人数に700円を乗じた額 ・補助率：1/2	講師謝金及び旅費、図書購入費、材及び消耗品費、使用料賃借料、入館料、通信運搬費、保険料等（食糧費は対象外）

イ こどもエコクラブの結成支援

県のホームページを通じて活動内容を紹介するなど、こどもエコクラブの広報、PRを充実させ、登録の推進を図る。

ウ こどもエコクラブ活動交流会の実施

こどもエコクラブの交流会を開催し、事例発表や情報交換を通じて活動の活性化を図る。

(2) ちびっこエコスタート事業の推進

ア 対象 県内の保育所・幼稚園

イ 取組の手順（年間）

(ア) 現状把握

(イ) 職員・保護者向け環境学習研修会（ちびエコアドバイザー派遣）

(ウ) エコ活宣言の作成・実践

(エ) 園児向け環境学習研修会（ちびエコアドバイザー派遣）

(オ) エコ活動

(カ) 振り返り

(キ) 次年度のエコ活宣言の作成

※2年目以降は、TEAS(鳥取県版環境管理システム)の制度を活用して取組を継続

(3)鳥取県エコアイデアコンテストの開催

ア 部門 エコ工作の部、エコイラストの部(未定)

イ スケジュール 夏休み前:県内全小学校に募集パンフレットを配布

夏休み中:作品作成

夏休み後:応募締切

ウ 主催 鳥取県・新日本海新聞社

共催 鳥取県東部広域行政管理組合・鳥取中部ふるさと広域連合

(4)エコ活ノート事業の推進

ア 概要

「エコ活ノート」を教材にして、夏休み(冬休み)前後に小学校に講師を派遣して出前教室を実施する。

イ 取組の流れ

(ア)夏休み(冬休み)前の出前教室

(イ)夏休みに家庭でエコ活に取り組む

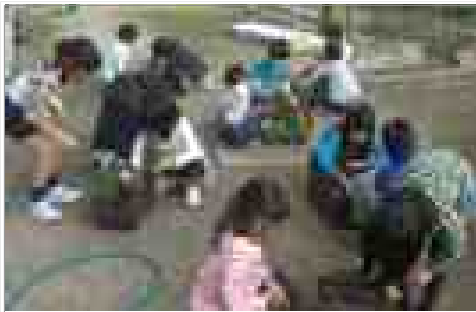
(ウ)夏休み(冬休み)後に出前教室

3 事業の現状及び課題

(1)こどもエコクラブ活動支援

・平成18年度の補助制度創設以来、県内のクラブ登録数は順調に増加してきたが、近年は横ばい傾向。(平成24年度実績:16市町75クラブ、平成25年度実績:19市町村79クラブ)

・こどもエコクラブ活動の広がりは見られるものの、今後とも市町村に、こどもエコクラブの活動に対する普及啓発、連携体制の強化の働きかけが必要。



こどもエコクラブの活動
(リサイクルプランターにパンジー植栽)



こどもエコクラブ交流会
(活動発表)

(2)ちびっこエコスタート事業の推進

・平成23年度:2園、平成24年度:2園、平成25年度:2園が取り組んでおり、今後実施園の拡大を図ることが必要。

・幼児向けに出前研修を実施できる「ちびエコアドバイザー」の人材育成も必要。



職員・保護者向け環境学習研修会



園児向け環境学習研修会

(3)鳥取県エコアイデアコンテストの開催

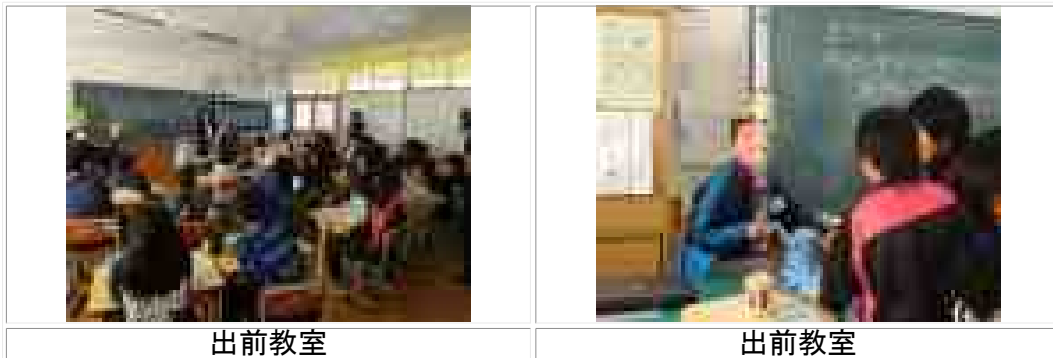
・平成25年度から全県開催し、県内の小学校の約82%にあたる111校から873点の応募があった。

- ・エコアイデアコンテストを通して、小学生及び教員への周知、定着を図り、エコ意識の醸成を図る。



(4)エコ活ノート事業の推進

- ・平成25年度にエコ活ノートを作成し、出前教室の試行を行った。
- ・平成26年度は、7小学校で実施予定であり、小学生及び保護者へのエコ活の普及を図っていく。



連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

「こどもエコクラブ」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=82801>

「ちびっ子エコスタート」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/177137.htm>

「エコアイデアコンテスト」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/228324.htm>

「エコ活ノート」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/223433.htm>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

06 環境保全の啓発活動の推進

施策

1 事業の目的

環境保全意識の向上を図るため

2 事業の内容

根雨・黒坂両小学校の環境教育は、依頼により平成26年度も引続き実施し、併せて環境教育の指導者育成を図っていく。

なお、ホームページによる情報発信を行い、環境学習に係る器材の使用促進、職員による出前講座活用を呼びかける。

また、昨年度実施した小学生等を対象とする夏休み自然体験学習を実施することを検討し、この体験を通して森林に対する愛情を培うとともに森林資源の確保、国土保全、環境保全に関心を持ってもらう。

(1) 環境学習の推進

1. 放課後子ども教室(根雨小学校、黒坂小学校)
2. 夏休み子供教室(日野町公民館)
3. 自然体験学習
4. その他、保育園、小・中・高等学校、公民館等からの依頼により実施

(2) 住民に対する情報発信と啓発活動の充実

1. ホームページ(しぜんの宝箱)などで普及啓発
2. 依頼に基づき自然保護監視員による自然環境の説明を実施

(3) こどもエコクラブ登録の推進

(4) 自然保護ボランティアと連携した自然保護活動の実施

3 事業の現状及び課題

(1) 地球温暖化、廃棄物問題、身近な自然・緑地の減少など環境問題を解決するためには、自ら考え実践する人が増えることが必要である。

(2) 日野郡には豊かな自然が残っているが、さらなる環境保全意識の向上のため、広範囲な取り組みが求められる。特に次世代を担う子供達に普及啓発することが重要である。

(3) 平成22年度から根雨・黒坂両小学校で放課後子ども教室の一環として、1ヵ月に1回～2回、福祉保健局の職員を講師として環境教育を実施しており、今後実施箇所の拡大と指導者育成を図ることが重要となる。

連絡先

日野振興センター 日野振興局 電話0859-72-0321(代表)

参考URL

鳥取県西部総合事務所日野振興センターのwebサイトより

「環境教育・環境学習」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=24177>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

07 鳥取方式の芝生化促進事業

施策

1 事業の目的

- 校庭等の芝生化には、屋外活動の推進、子どもの情緒安定、二酸化炭素吸収など、様々な効果が見込まれている。
- しかしながら従来、芝生は高価で管理が難しく、気軽に立ち入りできて親しめるといったイメージでとらえられてこなかった。
- 現在、鳥取方式の芝生化として、場所に応じて最適の芝生(洋芝、和芝)を選択、併せて、住民(関係者)も参加しながら最も効果的・効率的な維持管理を実施する取り組みが進み、全国から注目を集めている。
- このため、鳥取方式を考案したNPO法人グリーンスポーツ鳥取(GST)と連携し、鳥取方式の芝生化に県として総合的に取り組み、鳥取方式の発祥の地にふさわしい芝生化先進県を目指す。

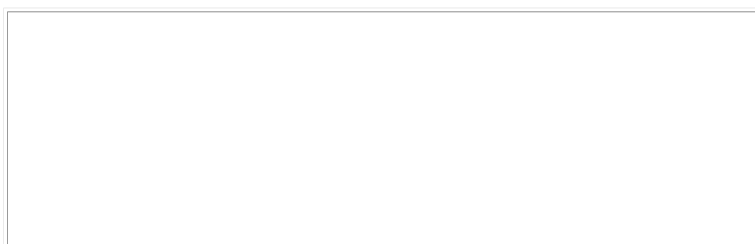
2 事業の内容

子どもが自由に運動したり、遊んだりする保育園・幼稚園の園庭、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の校庭、広場(公園、空き地も含む)の芝生化を様々な主体と連携しながら加速度的に進める。

- (1) 県民への情報発信、普及啓発
 - ・鳥取方式の芝生化を促進するイベントの開催
 - ・市町村や学校、施設関係者、県民の理解の促進
- (2) 県施設での芝生化の促進
 - ・GST(NPO法人グリーンスポーツ鳥取)と連携して、目的に合致する県施設での芝生化に積極的に取り組み、適切な初期コストで、後の維持管理のしやすい芝生化の導入手法を選択していく。
- (3) 芝生化の支援
 - ・保育所・幼稚園及び小学校を対象に、鳥取方式の発祥の地にふさわしい芝生化に取り組むものへの支援を行う。
- (4) プロジェクトチームでの芝生化の促進
 - ・庁内関係課に加え、GSTが技術アドバイザーとして参画したプロジェクトチーム(H21～)において、鳥取方式の芝生化の推進に部局横断的に取り組む。

3 事業の現状及び課題

- ・幼稚園、保育園庭芝生化については、平成22年度から24年度にかけて約60園を芝生化して大きく進んだが、今後は未実施の園に対して芝生化のメリットをどのようにPRし、事業に取り組む園をどう掘り起こすかが課題。
- ・小学校校庭の芝生化については面積が広く、様々な利用者があるため、経費負担や関係者の調整などの問題から事業化が難しい学校が少なくない。県補助事業により芝生化した学校の取組事例や各種助成制度を情報提供しながら、実施主体の個別事情を考慮した支援を進める必要がある。





連絡先

未来づくり推進局 鳥取力創造課 担当:岩谷 電話:0857-26-7248

参考URL

鳥取県鳥取力創造課のwebサイトより
「鳥取方式®の芝生化の促進」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=119463>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

08 鳥取県地球温暖化防止活動推進センターの指定

施策

1 事業の目的

地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第24条に規定される鳥取県地球温暖化防止活動推進センター(以下「センター」という。)を指定し、センターを中心とした活動により、地球温暖化対策を草の根的に広げ、地域や家庭に根付いた地球温暖化防止活動を促進する。

2 事業の内容

センターに次の事業を委託する。

(1)地球温暖化防止推進事業

- ア 家庭・地域で地球温暖化防止につながるライフスタイルやワークスタイルを県内に広く提案し、実践を促すための啓発活動
- イ 温暖化防止に係る知識とファシリテーション技術を持ち、地域における温暖化防止活動をリードする県地球温暖化防止活動推進員(以下「推進員」という。)の育成
- ウ エコドライブの普及啓発

(2)とっとり環境教育・学習アドバイザー制度運用事業

環境について専門的知識を有する人材(とっとり環境教育・学習アドバイザー)の発掘・育成及び講習会派遣のための連絡調整

3 事業の現状及び課題

- ・平成22年6月に鳥取県地球温暖化防止活動推進センター指定制度を開始。
- ・第1期(平成22～24年度)、第2期(平成25～27年度)は、NPO法人ECOフューチャーとつとりをセンターに指定。
- ・センターは推進員委嘱の要件である推進員養成研修を開催しており、受講者のうち118名の推進員が委嘱されている。(平成26年2月末現在)
- ・各推進員は、センターの助言や情報などをもとに活動している。今後も行政施策情報や地球温暖化防止活動に関する最新の情報を入手することができるようにセンターが中心となって情報の発信、共有化を図っていく必要がある。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874,7875

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
「鳥取県地球温暖化防止活動推進センター」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/122517.htm>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

09 とっとり環境教育・学習アドバイザー制度

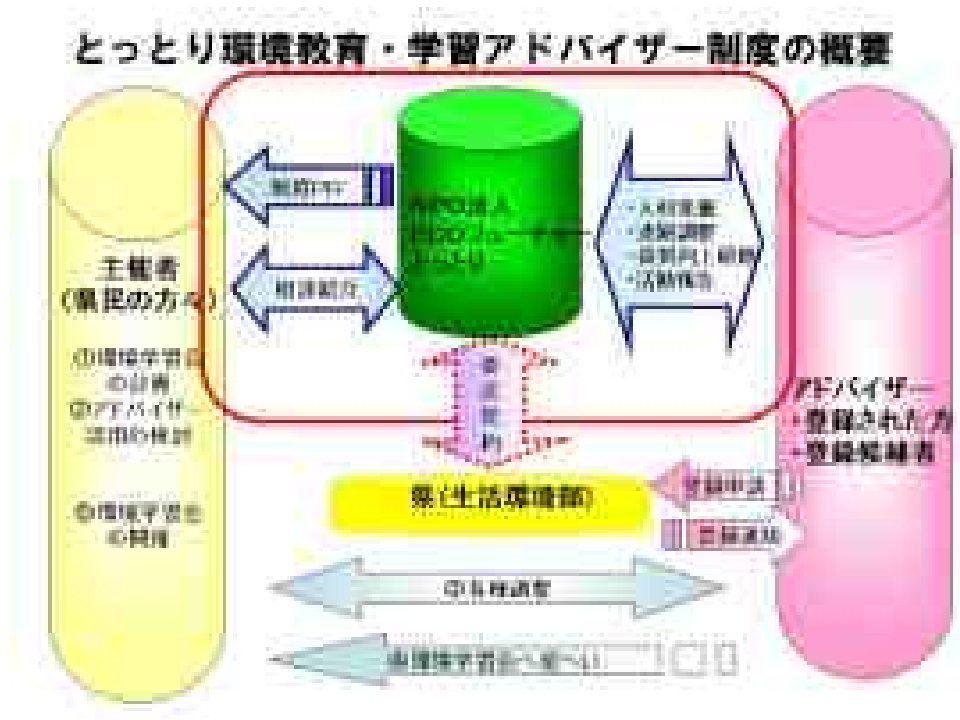
施策

1 事業の目的

鳥取県では、環境問題に関して知識や経験を有する者を登録し、地域や学校で実施される環境学習会等に紹介するとっとり環境教育・学習アドバイザー制度を設け、環境教育を推進、支援しています。

2 事業の内容

現在、自然環境の保全、ゴミリサイクル、地球温暖化防止、新エネルギー等に関する知識や経験を有する者90名(平成26年2月末現在)をアドバイザーとして登録し、体験型及び実践型の学習をサポートしています。



3 事業の現状及び課題

県公式ホームページ等で制度を周知し、地域・学校での環境学習会等の講師として活用を促す。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874,7875

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
「とっとり環境教育・学習アドバイザー制度」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=37371>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

10 グリーンウェイブ体験型環境教育プログラム

施策

1 事業の目的

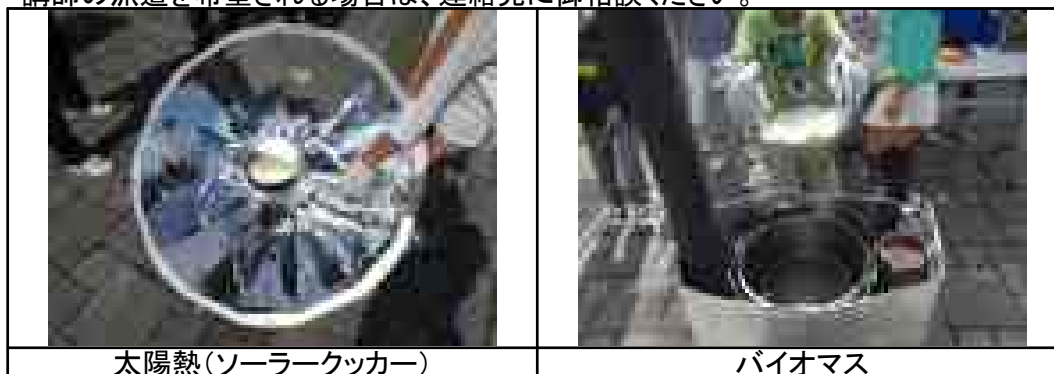
地球環境問題が深刻化する中、将来も自然の恩恵を受けることのできる持続可能な社会にしていくために、県民一人ひとりが環境対策や再生可能エネルギーについて考えるために作成した「グリーンウェイブ体験型環境教育プログラム」を学校、地域での環境学習出前教室で活用する。

～「グリーンウェイブ体験型環境教育プログラム」とは～

「とっとりグリーンウェイブ」の重点施策である鳥取県の自然環境の豊かさを活用した再生可能エネルギーの創造に着目し、県内の再生可能エネルギーの導入状況や活用について知り、併せて再生可能エネルギーの原理・仕組みを体験により学習するためのプログラムである。

2 事業の内容

- ・再生可能エネルギーや発電の仕組みを理解するための、風力、太陽光、水力、体力、太陽熱、バイオマス、省エネハウスの8分野のプログラム
- ・各分野ごとに、プログラム(文書版)、プログラム(動画版)、教材を貸出。
- ・講師の派遣を希望される場合は、連絡先に御相談ください。



3 事業の現状及び課題

- ・平成25年度に8分野プログラムを作成したが、広く活用してもらうため、周知が必要である。
- ・プログラム(文書版)、プログラム(動画版)、教材の貸出により、学校、地域での環境学習会での活用を図る。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/228333.htm>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

11 衛生環境研究所環境学習・活動支援事業

施策

1 事業の目的

持続可能な社会の構築に向けて、環境教育・学習の必要性は益々高まっており、環境学習の拠点として、引き続き環境に関する情報や体験の機会を積極的に提供する。

環境教育・学習の機会や場の提供により、県民への環境に関する知識の普及、環境保全意識の高揚を図る。

2 事業の内容

- (1) 小・中学校等の総合学習等の支援
教育現場のニーズに応じ、施設見学や出前により環境学習を支援する。
- (2) 施設公開イベントの開催
県民向けに研究所のPRと調査研究実績等の紹介を行う。
- (3) 環境学習用資機材の整備・貸出し
環境測定キット、環境図書等の整備・貸出しを行う。

3 事業の現状及び課題

研究所の施設や技術的ノウハウを活用しながら、小・中学校等の環境学習や環境活動団体の活動支援を行っている。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話0858-35-5411

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより
「環境学習」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=144173>

「施設見学・環境学習申込」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=144170>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

12 衛生環境研究所発信事業

施策

1 事業の目的

衛生環境研究所の調査研究の充実を図り、成果を社会に還元していくとともに、広く研究成果を公表する。

(1) 調査研究の充実

研究成果を行政施策や対策技術等へ反映し、社会に還元する。

(2) 環境情報・感染症情報の発信

ア 環境情報に関する県民のニーズに応え、環境問題に対する関心を高める。

イ 感染症の流行・予防等について県民の関心・注意を促す。

2 事業の内容

(1) 調査研究の充実

ア 外部評価の実施

当研究所の行う調査研究について、外部の学識経験者による評価を行い、結果を課題の選定、見直し等に反映する。

イ 分野別研究会の活性化

大学等研究者との分野別研究会において、最先端の研究者等との情報交流を深め、研究活動の活性化を図る。

ウ 研究成果の積極的な公開

広く一般県民を対象として、当研究所の研究成果や環境モニタリング結果等について公開し、意見や要望を聴取する。

(2) 環境情報・感染症情報の発信

ホームページによる環境情報、感染症情報の提供により情報発信する。

3 事業の現状及び課題

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話0858-35-5411

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより
「鳥取県衛生環境研究所」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

13 とっとり県民カレッジ事業

施策

1 事業の目的

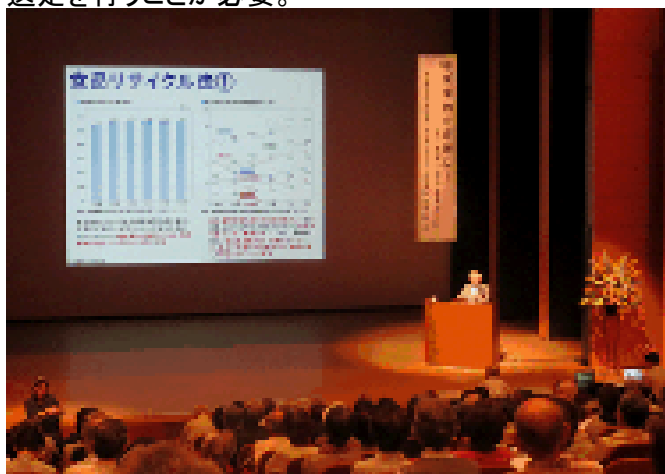
県民を生涯学習へいざなうため、そのきっかけづくりとして、総合的・体系的な学習機会や場の確保を行う。

2 事業の内容

主催講座「未来をひらく鳥取学」において、「自然・環境」の科目を設定。

3 事業の現状及び課題

講師により、参加者数の増減があるため、主催講座全体のバランスを考えながら講師選定を行うことが必要。



とっとり県民カレッジ開催の様子

連絡先

鳥取県教育委員会事務局 社会教育課 生涯学習担当 電話0857-26-7944

参考URL

鳥取県教育委員会事務局社会教育課のwebサイトより
「とっとり県民カレッジ」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47333>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

14 米国バーモント州への青少年派遣

施策

1 事業の目的

教育、環境、文化といった分野を基に現地の青少年等と交流を行うことで、未来を背負う青少年の国際感覚を養い、視野を広げるとともに、豊かな人間性の形成を目指す。同時にバーモント州との更なる交流の促進を図る。

2 事業の内容

バーモント州内の民間環境交流団体GATPと連携の上、県内の高校生等を2週間程度派遣し、ホームステイをしながら、現地の高校生と共にフィールドスタディを中心に環境学習や学校交流を展開する。

なお、平成21～22年度はモデル事業として県が実施したが、平成23年度から(公財)鳥取県国際交流財団への県補助事業に移管。

派遣時期等(予定):平成26年10月 派遣人数 生徒15名程度

3 事業の現状及び課題

その他

4 生徒の募集方法

県HPや教育委員会を通じて募集(予定)

連絡先

文化観光局 交流推進課 交流支援担当 電話0857-26-7595

参考URL

文化観光スポーツ局「国際交流」のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=6140>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

15 鳥取県環境学術研究等振興事業

施策

1 事業の目的

県内の高等教育機関における環境その他の地域の課題に関する調査研究を支援することにより、環境の保全及び快適な環境の創造に関する施策の推進並びに個性豊かな地域社会の形成に資することを目的とする。

2 事業の内容

鳥取県環境学術等研究基金の運用益による、鳥取環境大学をはじめとした県内高等教育機関における環境等に関する学術研究への支援。

- (1)財源 鳥取県環境学術等研究基金の運用益(平成11年3月設置 約40億円)
- (2)開始年度 平成13年度
- (3)対象機関 鳥取環境大学、鳥取短期大学、鳥取大学、米子工業高等専門学校及び岡山大学地球物質科学研究センター
- (4)助成額(予算額) 51,000千円
- (5)成果の公表
当課ホームページや「とっとり産業フェスティバル」でH25年度に実施した研究成果の発表を行う予定。

3 事業の現状及び課題

本県の施策や地域振興、産業シーズにフィードバック活用される研究成果も出てきており、この流れを絶やさないうちにも研究成果の普及活用の促進を図る必要がある。

連絡先

地域振興部・教育・学術振興課・高等教育・学術振興担当・0857-26-7814

参考URL

鳥取県教育・学術振興課のwebサイトより
「鳥取県環境学術研究振興事業」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=30107>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

16 船上山少年自然の家・大山青年の家

施策

1 事業の目的

青少年を船上山や大山の自然に親しませ、自然の中での集団宿泊訓練等を通じて健全な育成を図る。

2 事業の内容

キャンプ、ハイキング、カヌー、スキー、星座観察など、施設が行う主催事業

3 事業の現状及び課題

利用者数の7～8割が児童・生徒であり、少子化により児童・生徒数が年々減少する中、今後、全体利用者数を増やすため、年齢層を拡げたプログラムを検討する必要がある。

その他

平成26年度開催事業一覧



○船上山少年自然の家

事業名	期日	対象	募集	概要
船上山さくら祭り	4月27日(日)	一般	1000名程度	船上山の万本桜に囲まれて家族や友達と楽しい1日を過ごしましょう！
ロッククライミング&ツリーイング教室	5月31(土) 6月1日(日)	小学5年生～中学生	16名	船上山の屏風岩にチャレンジ！自分の力で30mの岩壁を乗り越えよう。木登り体験もできるよ！
ちっちゃい探検隊(1)	6月28(土) ～29日(日)	小学1年生～3年生	48名	野山を駆けめぐりワクワクするちっちゃい冒険にチャレンジ！
English camp in Senjyo mountain	8月7(木) ～8日(金)	小学4年生～中学生	48名	船上山が外国に？話す言葉は英語のみ！ALTの先生との活動を楽しみながら、英語の力が身につく！
キッズアドベンチャー	8月6(火) ～11日(日)	小学5年生～中学生	36名	離れた土地から船上山を目指し、リヤカーにたくさんの思いを乗せて大切な仲間と

				様々な土地でテント泊！一生も思い出にしよう！
ファミリーキャンプ	9月6日(土) ～7日(日)	小・中学生とその家族	16家族	ダム湖活動・谷川探検などの親子選択活動・野外炊飯などの活動を親子で体験。親子で船上山を満喫！
ハートフルキャンプin 船上山	10月21日(火) ～22日(水)	各校の不登校傾向、教育支援センターに通う小・中学生と職員、保護者一般	40名	大自然の中で心をリフレッシュ！船上山や近隣の農家で自然や人とのふれあいを通じて、明日への活力へとつなげよう！
ちっちゃい探検隊(2)	11月15日(土) ～16日(日)	小学1年生～3年生	48名	家族と離れてドキドキしながら秋の野山を駆けめぐり、ワクワクするお泊りでちっちゃい冒険にチャレンジ！
船上山アカデミー	12月25日(木) ～27日(土)	小学3年生～中学生	50名	遊びも勉強も先生の卵(大学生)に何でも聞いてとんとん力をつけよう！冬休みの宿題対策はこれで決まり！！
船上山ウインターフェスティバル(1)	1月17日(土) ～18日(日)	小学4年生～中学生	60名	銀世界の中で雪遊び。ソリ遊びや歩くスキー・スノーシューハイキングなど、好きな活動を自由に選んで冬の船上山を満喫！
船上山ウインターフェスティバル	2月14日(土) ～15日(日)	小中学生とその家族	60名	銀世界の中で雪遊び。ソリ遊びや歩くスキー・スノーシューハイキングなど、好きな活動を自由に選んで冬の船上山を満喫！
ちっちゃい探検隊(3)	3月7日(土) ～8日(日)	小学1年生～3年生	48名	家族と離れてドキドキしながら、早春の野山を駆けめぐり、ワクワクするお泊りでちっちゃい冒険にチャレンジ！

○大山青年の家

事業名	期日	対象	募集	内容・目的
春の親子フェスティバル	4月27日(日) 日帰り	どなたでも	定員なし	様々な体験コーナーや親子で楽しめるゲームがたくさんあります。休日のひとときを青年の家で楽しみましょう！
親子エンジョイカヌー	1:5月10日(土) 2:5月11日(日) 両日とも日帰り	小学生以上の親子	両日各60名	伝説の赤松の池で、親子でカヌーの基礎や楽しみ方を学びましょう！
大山ファミリー登山	5月24日(土) 日帰り	小学3年生以上の家族	50名	家族で励まし合って大山山頂を目指します。新緑の大山で様々な発見がありますよ。
在学青年交歓のつどい	6月7日(土)～8日(日)	高校生・専門学校生・大学生	20名	地域に根ざしたボランティアを育成します。
自然体験活動実践道場	6月8日(日)	県民一般	100名	大山青年の家のプログラムを体験し、今後の活動に役立てよう！
はじめての冒険(3年生)	9月13日(土)～14日(日)	小学3年生	36名	はじめてのお泊り、キャンプ活動にチャレンジしよう。
防災キャンプ	6月28日(土)～29日(日) 1泊2日	小学生以上の親子	100名	テント設営、野外炊事、キャンプファイヤー、カヌー等、親子でいきいき体験活動！
生涯学習実践道場	7月4日(金) 日帰り	生涯学習関係者	100名	生涯学習実践者の発表を聞き、今後の生涯教育の実践に役立てましょう。
大山体感実践道場	7月13日(日)	小学生以上	120名	写真、絵画の基礎を学び、自然を題材にした作品づくりに挑戦してみよう。
大山わくわく探検隊	7月28日(月)～8月1日(金) 4泊5日	小学5年生～中学生	36名	大山山頂小屋宿泊、阿弥陀川沢登りなど大山をステージとした長期キャンプ。
はじめての冒険(低学年)(1)	8月30日(土)～31日(日) 1泊2日	小学1年生～2年生	36名	小学校低学年を対象にした初心者向けのキャンプ。
秋祭り	10月18日(土)～10月19日(日)	どなたでも	定員なし	青年の家を県民の方に開放します。様々なゲームや体験コーナーを楽しんでください。

はじめての冒険 (低学年)(2)	9月27日(土) ～28日(日) 1泊2日	小学1年生～ 2年生	36名	小学校低学年を対象にした初心者向けの キャンプ。
はじめてのお泊 り会	①11月29日 (土)～30日(日) ②12月6日(土)～ 7日(日) ③12月13日 (土)～14日(日)	①お父さんと 一緒 ②お母さんと 一緒 ③家族	各24家 族まで	お父さんと一緒、お母さんと一緒、家族と一 緒のお泊り会をしてみましょう。
親子エンジョイ スキー	1:1月17日(土) 2:1月18日(日) 両日とも日帰り	小学1～4年 生の親子	各100 名	青年の家特設ゲレンデでスキーの基礎を学 び、親子で楽しめます。初心者大歓迎で す。
歩くスキーのつ どい	2月7日(土) ～8日(日) 1泊2日 2月7日(日帰り)	成人 小学4年生以 上	50名 50名	クロスカンリースキーの基礎を学び、冬の 大山をツーリングして楽しめます。アニマル トレッキングも楽しいよ！

連絡先

鳥取県教育委員会事務局 社会教育課 電話0857-26-7519
 県立船上山少年自然の家 電話0858-55-7111
 県立大山青年の家 電話0859-53-8030

参考URL

鳥取県立船上山少年自然の家のwebサイトより
 「鳥取県立船上山少年自然の家」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=37749>

大山青年の家のwebサイトより
 「大山青年の家」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4308>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

17 氷ノ山自然ふれあい館響きの森

施策

1 事業の目的

氷ノ山自然ふれあい館において、国定公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場を提供するとともに、自然を大切にすることをはぐくんでいく。

2 事業の内容

県内の児童等を対象として、自然観察会、創作体験、スキー等野外活動などを通じて、氷ノ山の魅力を発信する。

各種の参加型催事を開催し、幅広い世代を対象として響きの森への集客につなげる。

≪“響の森”の役割≫

■国定公園氷ノ山の豊かな自然を紹介し、その魅力を体験できる場を提供するとともに、自然を大切にすることを「はぐくむ」ことを目的として、地域経済への波及効果、地域活性化を図るという原点に戻る。

↓
■「観光客誘致による地域経済への貢献」、「交流人口の増加による地域活性化」「自然環境教育プログラムの充実」という視点から、幅広い世代を対象とした各種参加型催事の開催と自然体験プログラムの提供を通じ氷ノ山の魅力を発信する。

↓
■「自然環境教育」「ツーリズム」「氷ノ山地域の情報発信(ビジターセンター)」の拠点施設

≪目指すべき方向性≫

- 周辺に賑わいを創出する氷ノ山の観光拠点となる集客施設
- “氷太くん”“民宿”との相互連携による自然環境教育の推進施設
- ツーリズムの一部機能の受入施設
- ボランティアリーダーの養成施設(宿泊研修型)
- 氷ノ山地域の情報発信施設(ビジターセンター機能)

≪施設リニューアル概要≫

1 階

- ノーム関連固定展示
⇒全面撤去
- エントランスホール
⇒登山者・来訪者に氷ノ山のリアルタイム情報を提供、授乳室を新設
- ノームの家(ノーム固定展示室)
⇒標本製作ラボスペース/自然情報展示スペース
- 森のサーカス(ノーム固定展示室)
⇒低学年向け体験コーナー/多目的スペース/創作体験スペース
- 夜の森のジオラマ
⇒常時昼の明るい状態として、自然観察プログラム等に有効活用
- イーグルスカイシアター
⇒既存映像ソフトの活用、スタッフ手づくり映像の放映等
- 氷ノ山自然情報展示室
⇒スタッフの手づくり展示スペースとし来館者との体験交流に活用
- キッズコーナー⇒現状どおり

≪リニューアルスケジュール≫

平成25年度：設計(建築/展示)⇒平成26年度：工事(建築/展示)⇒平成27年4月：リニュー

アルオープン

3 事業の現状及び課題

○平成26年度イベント内容【詳しくはホームページ等で確認】
響きの森ホームページ <http://www.hibikinomori.gr.jp/>
〈イベント情報〉 <http://www.hibikinomori.gr.jp/eventmonth.html>

- ①低学年向けから一般層取り込みへ拡大する新規メニュー
 - 大人の遠足(①集まれ山ガール!!②氷ノ山御来光登山③桑ヶ山スキー&スノーシュー)
- ワサビ谷ウエットトレッキング
 - 一般向け地図読み講座
 - 一般向けツリーイング体験
 - 氷ノ山夏いちごでジャムを作ろう(地域連携事業)
 - 段ボールオープンクッキング
- ②自然教育機能の強化
 - 氷ノ山登山をインタープリターと登る環境登山として打ち出し
 - 学生向け地図読みトレッキングを新設
 - 親子自由研究クラブ
(年間8回講座:ヒキガエルの産卵、動物、野鳥、昆虫、冬虫夏草、地形地質)
 - 7月にもものづくり祭を開催
(自然系団体・専門家の協力により夏休みの自由研究や工作を視野に入れたプログラムを提供)
- 夏休み宿題講座(自由研究のサポート)
- 特別展「骨展」の開催
(県内外の博物館等から標本を借用、動物の体のつくりや進化を解説)
- 好評であった秋のネイチャーフェスティバルを継続
(県内外の博物館や自然系団体のブースを設けワークショップを開催)
- 好評であった「子ども研究発表会」を「氷ノ山ネイチャー発表会」として継続
これに加え発表会の参加者に専門家の研究報告を聞く学びの場を提供
- ③創作体験の充実
 - いつでも気楽に参加してもらえるコーナーを新設:「いつでもつくれるコーナー」を設置

連絡先

生活環境部 緑豊かな自然課 自然公園担当 電話0857-26-7200
氷ノ山自然ふれあい館 響きの森 電話0858-82-1620

参考URL

鳥取県緑豊かな自然課のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45312>

氷ノ山自然ふれあい館のwebサイトより
<http://www.hibikinomori.gr.jp/>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-1 環境教育・学習の推進

18 とっとり次世代エネルギーパーク推進事業

施策

1 事業の目的

鳥取県最大の資源である豊かな自然が生み出す多種多様な再生可能エネルギーの恩恵を県民自らも認識するとともに、導入者と協働して、エネルギーを通じた環境教育や環境保全活動を推進する。

また、再生可能エネルギー施設と観光資源の連携による関連産業の振興を図る。

2 事業の内容

(1) エネルギーパークを活用した環境教育の推進

ア 次世代エネルギーパーク施設整備事業

エネルギー施設に対し、エネルギーパークの施設として環境学習に活用できるよう、見学者の受け入れに必要な整備に対する支援を行う。

イ 再生可能エネルギー体験学習推進事業

1. エネルギー教室の開催

次世代エネルギーパークの中核施設であるとっとり自然環境館を再生可能エネルギーに関する環境学習の拠点として、定期的に体験型のエネルギー教室を実施する。

2. ナツヤスミ宿題ラリー

再生可能エネルギーをテーマにした小中学生対象の体験講座を夏休み期間に集中的に開催し、環境教育を推進する。

ウ エネルギーパーク活用促進事業

エネルギーパークの視察・観光を行う県外の団体への支援として、2つ以上のエネルギーパーク施設を巡る研修等の実施に必要な経費を助成する。

エ 環境保全活動支援事業

エネルギー施設設置者等と協同して、地域の先進的で他の模範となる環境保全活動を行う団体に対し活動費を支援する。

(2) エネルギーパークの認知向上

エネルギーパークをテーマとした写真のコンクールを実施する。

3 事業の現状及び課題

本県では、豊かな自然や変化に富む地形を活かして、太陽光、風力、水力、バイオマスといった多様な再生可能エネルギーを生み出す施設が県内に数多くあり、県域全体をエリアとした「とっとり次世代エネルギーパーク」として平成25年度に経済産業省から認定を受けたところ。エネルギーパークを活用した環境教育を推進するとともに、観光資源として活用を図ることが必要。

連絡先

環境立県推進課 エネルギーシフト戦略室 (0857)26-7895

参考URL

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

01 地球温暖化対策の推進

施策

1 事業の目的

本県における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、「鳥取県地球温暖化対策条例」の趣旨、規定に基づき、温室効果ガスの排出抑制等を促進するための措置を講ずる。

2 事業の内容

- (1) 条例に基づく県全体の温室効果ガスの削減目標等の「対策計画」の運用
- (2) 特定事業者(温室効果ガスを多量に排出する事業者)から提出される「取組計画」の受付、内容確認及び公表

3 事業の現状及び課題

- 地球温暖化対策の一層の推進を図るため、平成21年3月に鳥取県地球温暖化対策条例を制定。
- 平成24年3月に、条例に基づく県全体の温室効果ガスの削減目標等の「対策計画」(平成23年度～平成26年度)を策定。
- 2014年度(平成26年度)の県内の二酸化炭素排出量を、基準年(1990年)に比べて15.1%削減するという目標を設定。2010年度(平成22年度)は基準年(1990年)に比べて6.5%削減した。
- 家庭や業務部門での二酸化炭素排出量は基準年に比べて大きく増加しており、引き続き家庭や事業所における省エネルギー等の対策の推進が必要。
- 鳥取県地球温暖化対策条例に基づく特定事業者(原油換算エネルギー使用量1,500kl以上の事業者)は平成25年度末で71事業者。
- 特定事業者は、温室効果ガス削減のため3カ年の「取組計画」を作成し、県へ提出。計画を基に年度ごとに「達成状況報告」を報告する必要がある。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874, 7875

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
「鳥取県地球温暖化対策条例」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=101732>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

02 環境にやさしい県庁率先行動計画の推進

施策

1 事業の目的

県が、自らが一つの事業者・消費者としての立場から環境に配慮した事務及び事業を率先して実践し、環境への負荷の低減を図るとともに、市町村、事業者、県民の行う自主的な取組を促進する。

2 事業の内容

平成23年8月に「環境にやさしい県庁率先行動計画(第4期)」を策定した。本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画として位置付けており、この計画に基づき、県のすべての機関が、二酸化炭素排出量の削減、ゴミの減量化、グリーン購入等の環境に配慮した事務に取り組んでいる。

また、グリーン購入については、「鳥取県グリーン購入基本方針」に基づき、判断基準に適合する物品等の優先購入を推進。

3 事業の現状及び課題

平成23年8月に「環境にやさしい県庁率先行動計画(第4期)」を策定し、平成27年度までの5ヵ年計画として運用を実施している。

本計画の策定にあたっては、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」の改正により県組織が省エネ法の対象になったことから、対象組織等の整合性、取組の拡充、形骸化した事務の軽減化等の見直しを行った。

連絡先

総務部 総務課 総務企画担当 電話0857-26-7883

参考URL

「環境にやさしい県庁率先行動計画」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/211600.htm>

「グリーン購入に関する情報」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17855>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

03 ライトダウン推進の取組

施策

1 事業の目的

環境省では平成15年から地球温暖化防止のため、例年夏至～七夕の時期に、全国のライトアップ施設や家庭での消灯を呼びかける「CO2削減／ライトダウンキャンペーン」を実施しており、本県でも県民・企業に対する省エネルギー活動推進の普及啓発を目的として、平成20年度から当キャンペーンに参加しており、県庁でもライトダウンイベントの取組を行う。

2 事業の内容

＜七夕ライトダウン＞

○7月7日(七夕の日)を職員一斉退庁日とし、県庁ライトダウンイベントを開催

3 事業の現状及び課題

昨年は、グリーンウェイブ年であり、地球温暖化問題を自然体で取り組めるよう啓発イベントを開催した。平成26年度も積極的にライトダウンの啓発を行い各企業や事業所への取組を普及推進していく必要がある。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当：電話0857-26-7874

参考URL

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

04 企業立地事業補助金

施策

1 事業の目的

企業立地事業を行う者に対し助成することにより、県内における企業の立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって、県内の経済の活性化に資する。

2 事業の内容

<補助制度の概要>

県内の工業団地等に新增設を行う場合が対象

区分	投資額	新規常用雇用者数	補助率	限度額	摘要
製造業	1億円超 (県内中小企業3千万円超)	10人以上 (県内中小企業3人以上)	10%	5億円	土地代、リース、賃借料も対象。
		30人以上	15% (20億円超部分)	30億円	
特定製造業	1億円超(県内中小企業3千万円超)	10人以上 (県内中小企業3人以上)	30%	30億円	
自然科学研究所・技術者研修所	3千万円超	技術者等5人以上 (県内中小企業3人以上)	30%	10億円	
ソフトウェア業・機械設計業・デザイン業・研究開発型企業・コンテンツ制作業	3千万円超	技術者等5人以上 (県内中小企業3人以上)	10%	10億円	
情報処理・提供サービス業	3千万円超	20人以上(含パート)	10%	2億円	
知事特認加算 (環境関連事業の加算のみ記載)	二酸化炭素の削減に効果がある環境関連の技術を用いた製品等の製造に関する事業を行う場合		5%	10億円	

※ 製造業において、二酸化炭素の排出削減効果のある設備に対しては、補助率を当該設備に係る投下固定資産額の1/3とする。(限度額 2億円)

3 事業の現状及び課題

従来から、県外企業の鳥取県への進出、県内企業の新増設を積極的に支援し、県内での投資促進、雇用拡大を図っているところである。

厳しい経済環境が続く中、企業のニーズにあわせて要件緩和を行ったり、県の経済再生成長戦略に沿って制度の拡充等を行ってきた。

中小企業においては、設備投資が雇用増に結びつかない場合もあり、いかに両方を実現するかが課題となっている。

平成24年度の県外企業誘致及び県内企業新増設実績

県外企業誘致数 15件 (雇用計画数 1,322人)
県内企業新増設数 36件 (雇用計画数 269人)

連絡先

商工労働部 立地戦略課 電話0857-26-7220

参考URL

鳥取県立地戦略課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/hozyokin/>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

05 とっとりCO2ダイエット作戦事業

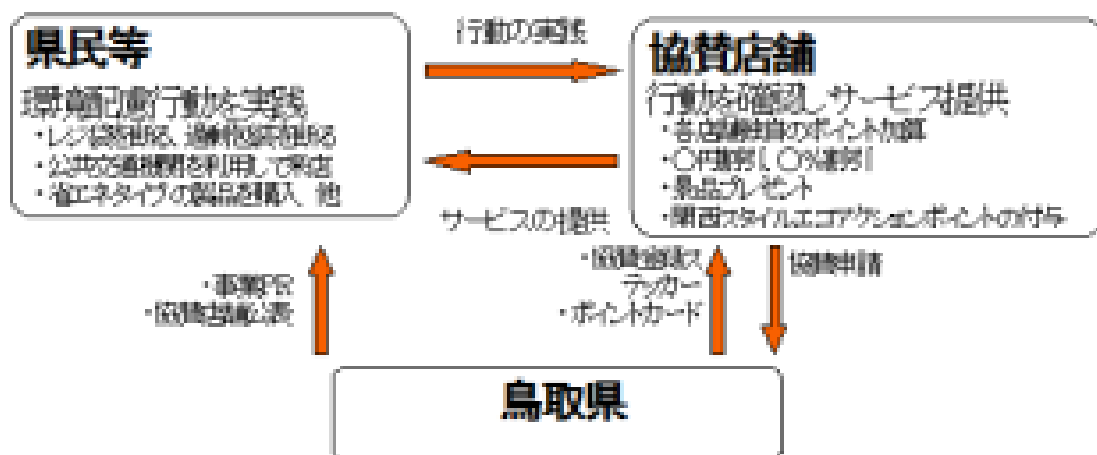
施策

1 事業の目的

県では、県民自らが積極的に環境配慮行動を進めるための経済的インセンティブとして、店舗等の協賛により、割引・特典などのサービスを受けることのできる「とっとりCO2ダイエット作戦」を推進している。本事業は、協賛店舗を基盤とした事業の浸透と県民の環境配慮行動への促進を図り、地球温暖化防止と循環型社会づくりに向けた機運の醸成を目指すものです。

2 事業の内容

事業スキーム



協賛店舗登録ステッカー



県のポイントカード



3 事業の現状及び課題

< 現状 >

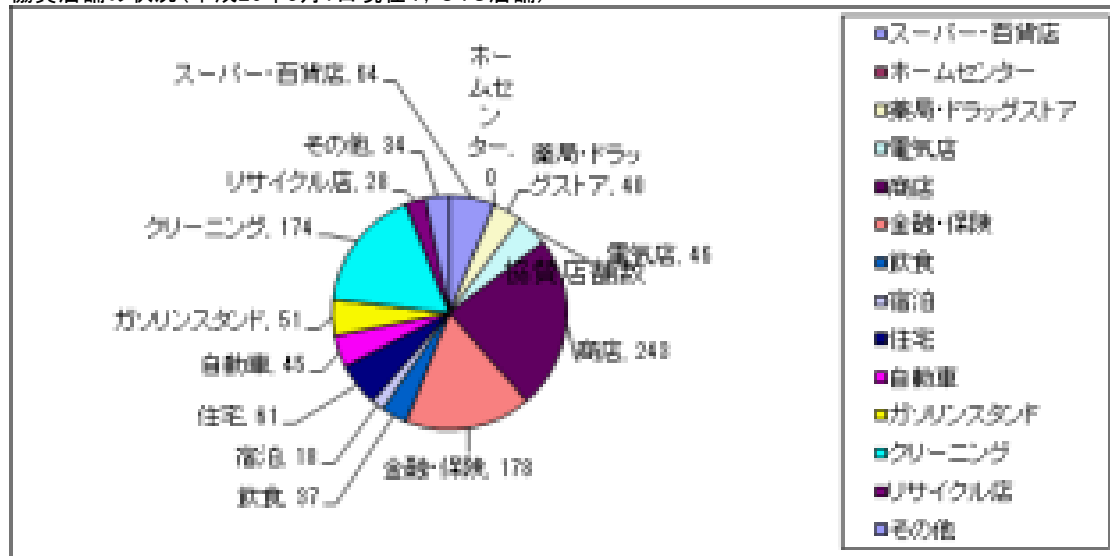
○平成24年9月から県民参加の地球温暖化防止対策の取組として、協賛店舗が県民にポイント加算や割引、 HALFメニューの提供などのサービス提供を行い、県民の積極的な環境配慮行動を促進する「とっとりCO2ダイエット作戦事業」をスタート。

○平成25年12月には1,000店舗を達成し、本事業の基盤となる協賛店舗数を確保。

○本事業の県民への周知と利用促進を図るため、「とっとりCO2ダイエット作戦1周年記念ラリー」を実施。

○「連携推進員」を12月から4ヶ月間配置。大型チェーン協賛企業の各店舗等を再訪問し、店舗の代表者や責任者と直接面談しながら、意見や要望、是正対応の業務を行っており、事業基盤の充実を図っている。

協賛店舗の状況(平成26年3月1日現在1,019店舗)



<課題>

- 本事業の基盤は確保できたが、協賛店舗への事業周知が十分にできておらず、協賛店舗ステッカーや提供するサービス内容の掲示がなされていない店舗が散見された。基盤体制の充実が急務となっている。
- 常任委員会の席で議員から、県は協賛店舗に対し誠意を示すべきとの指摘があり、継続的な協賛店舗のフォローアップを図ることが必要。
- 家庭部門の地球温暖化防止活動として、多くの県民が取組めるよう、協賛店舗の紹介など普及啓発を行い、事業の周知不足を打開することが必要。

業種	店舗数
スーパー・百貨店	64
ホームセンター	0
薬局・ドラッグストア	40
電気店	46
商店	243
金融・保険	178
飲食	87
宿泊	18
住宅	61
自動車	45
ガソリンスタンド	51
クリーニング	174
リサイクル店	28
その他	84
合計	1,019

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874

参考URL

とっとりCO2ダイエット作戦HP <<http://co2diet.pref.tottori.lg.jp/>>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

06 みんなで取り組む「わが家のエコ録」推進事業

施策

1 事業の目的

普段の生活でよく使われる携帯電話やパソコンを利用して環境家計簿をつけることができる「わが家のエコ録」システムを展開することにより、二酸化炭素排出量がグラフで確認できたり、エコアイデアを掲載・閲覧できたりすることで、家庭での環境配慮活動を支援する。

2 事業の内容

サイトの管理を行うとともに、利用者の拡大を図る。

【管理内容】

- (1)お知らせ情報
エコイベント情報等を掲載する。
- (2)エコアイデア情報
利用者から投稿のあったエコアイデアの内容を管理者画面で確認し、公開する。
- (3)特典情報
協賛企業が提供するサービスの情報等を掲載する。
- (4)メール送信
利用者に電気使用量等の実績入力時期が近づいていることを知らせるメールを送る。その他、必要に応じメールを送る。

3 事業の現状及び課題

登録者数、利用者数の一層の増加を図る。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874,7875

参考URL

鳥取県環境家計簿「わが家のエコ録」

<http://www.ecoroku.jp/>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

07 戦略的な「環境経営」推進事業

施策

1 事業の目的

低炭素社会に向け、県内中小企業等が省エネと生産性向上を両立させる「環境経営」に効果的に取り組むために省エネ診断に基づく新エネ・省エネ等設備の導入に対して助成する。

2 事業の内容

環境対策設備導入促進補助金

県内中小企業が省エネ診断に基づき取り組む新エネ・省エネ設備等の導入に対して助成する。

- ・補助率1/3～1/2
- ・補助金上限500万円

3 事業の現状及び課題

補助事業者からは、設備導入によるコスト削減、生産効率・サービスの向上に加えて、従業員の環境意識の向上効果が報告されており、県内企業の温室効果ガス排出抑制に加えて、企業競争力の強化や地球温暖化に対する意識の高揚にも有効と認識。

一方で、県内企業の省エネ等の環境対策への意識や取組はまだ不十分であり、より広く県内企業に環境経営を浸透させるためには、設備補助に加えて、省エネ計画作り等も支援する必要がある。

連絡先

商工労働部 立地戦略課 電話0857-26-7564

参考URL

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

08 LED産業競争力強化事業

施策

1 事業の目的

本県LED産業の更なる競争力強化を図るとともに県内産LED商品の競争力強化を促進する。

2 事業の内容

(1) LED商品企画支援チームの設置

県内企業がLED商品を開発する際に人材不足や資金不足で企業単独での取組に苦慮している部門(商品企画、光学設計、機構設計)を補完し、企業の競争力ある新商品開発を支援するチームを(財)鳥取県産業振興機構に設置する。(平成24年度～)

(2) 鳥取県産LED製品のブランド化推進

県産LED製品の安全性及び品質に関する基準である統一性能評価基準を定め、その基準をクリアした製品を県で安全性認証製品として認証することにより、マーケットや消費者における県産LED製品及び県内LED産業の認知度を高める。

また、企業が統一性能評価基準に対応するための講習や説明会を実施する。

3 事業の現状及び課題

LED関連企業の集積と(地独)鳥取県産業技術センターの光測定・評価設備の充実という本県の強みを活かすため、平成22年にLED戦略研究会を設置し、市場情報提供や取組の方向性の協議を行うとともに、新商品開発補助や新分野参入を目指す研究開発プロジェクト(H23:花き栽培用LED照明の開発、平成24:景観演出用LED照明)への取組が始まり、県外LED企業の誘致も含め、少しずつ成果が生まれている。

しかしながら、人材や開発資金の不足から、県内企業の新商品開発は思うように進んでおらず、また、新商品を開発しても競合商品との差別化を明確に打ち出せていないため、販路の確保に苦慮しており、商品差別化の必要性や実際の新商品開発を行う上での具体的な課題(商品企画、光学、機構等の設計)について、企業から支援ニーズが寄せられている。

全国的にも多くの自治体がLED産業振興に力を入れてきており、本県の強みを基に市場での地位を確立するためには、競争力ある商品開発とともに、イメージ及び安全性・品質の両面で競争力の強化を図ることが必要である。

連絡先

商工労働部 立地戦略課 電話0857-26-7220

参考URL

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

09 安全なまちづくりLED防犯灯設置促進事業

施策

1 事業の目的

市町村等が行うLED防犯灯の新たな設置を促進し、もって、防犯環境の整備による犯罪のないまちづくりの推進を図ること。

2 事業の内容

「市町村が、自らLED防犯灯を新設するのに要する経費」及び「自治会や町内会等がLED防犯灯を新設する経費に対して実施する市町村の間接補助金」の3分の1を補助する。

(なお、LED防犯灯とは、夜間における犯罪の防止を図るための照明器具で、道路や公園など防犯上必要があると認められる場所に設置するLED灯火及び灯火のカバーをいう。)

3 事業の現状及び課題

監視性を高めることで犯罪機会を抑止する防犯灯は防犯環境整備に有効であるが、平成23年に実施した県政参画電子アンケート調査において、防犯灯の設置要望の意見が多数(111人/164人中)見られるなど、十分に整備されているとはいえない状況である。

本事業は、平成24年度より開始。2年目となる平成25年度においては、市町村の実施希望が増え、防犯環境の整備を促進している。

連絡先

生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課 電話:0857-26-7183

参考URL

<http://www.pref.tottori.lg.jp/201316.htm>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

10 LED照明等省エネルギー型設備の県有施設への率先導入事業

施策

1 事業の目的

県有施設への率先的な省エネルギーへの取組みを通じ、事業者として環境負荷の低減に努めるとともに、市町村・企業等の省エネへの取組みを促進する。
県内において各種LED照明の開発が進んでいるところであり、県がニーズを示すことにより、更なる新商品の開発等技術革新を促す。

2 事業の内容

知事部局所管の県有施設及び企業局所管の県有施設に対し、LED照明の導入をはかる。
平成26年度導入計画(照明灯のLED化 約579本)

3 事業の現状及び課題

LED照明を中心に県有施設へ導入し、エネルギー使用量削減に努めている。
気候変動など、やむを得ない事情も多々あるが、時間外削減や照明の間引き、機器の保守点検等の日常のソフト対策と、省エネ設備導入等のハード対策を組み合わせながら、より一層エネルギー使用の合理化に努める必要もある。

連絡先

総務部総務課総務企画担当 電話:0857-26-7883

参考URL

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

11 省エネルギー型設備導入事業費

施策

1 事業の目的

県有施設への効率的な省エネルギー型設備の導入を通じて、事業者として環境負荷の低減と管理経費の削減に努める。

2 事業の内容

県立学校及び県教育委員会が所管する社会教育施設にLED照明及びLED誘導灯を導入する。

3 事業の現状及び課題

- (1) 事業の現状
 - ・順次、県立特別支援学校の誘導灯をLED化している。
 - ・県立学校の事務室にLED照明の導入を進めている。
 - ・試験的に、県立学校の体育館にLED照明を導入する。
- (2) 事業の課題
 - ・今度、更なる省エネルギー促進のため、県立学校の教室へのLED照明導入を検討する。

連絡先

教育環境課 担当: 岩谷 電話: 0857-26-7933

参考URL

<http://www.pref.tottori.lg.jp/kyouikukankyo/>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

12 アイドリングストップ推進事業

施策

1 事業の目的

自動車の運転者であれば、誰もが身近に取り組むことができるアイドリングストップ運動を県民運動として展開することで、県民や事業者に積極的に実践していただき、エコドライブや自動車の適切な整備を推進し、地球温暖化防止及び環境保全に寄与する。

2 事業の内容

・アイドリングストップ推進事業者等の認証の推進
「鳥取県地球温暖化対策条例」(注)及び認証制度について広く普及啓発し、より多くの推進事業者等を認証すると共にアイドリングストップをはじめとするエコドライブのより一層の普及を目指す。

(注)
「鳥取県地球温暖化対策条例」の施行(平成21年6月1日)に伴い「鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例」は廃止し、運転者へのアイドリングストップの義務付けや推進事業者等の認証制度は、新条例に基づいて実施している。

3 事業の現状及び課題

・県内の東部・中部・西部地区の運転免許センターでアイドリングストップ普及のためのチラシを配布している。
・アイドリングストップを含むエコドライブの推進のため、各自動車学校で講習を実施している。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874,7875

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
「アイドリングストップの推進」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=79232>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

13 ノーレジ袋推進事業

施策

1 事業の目的

地球温暖化防止と循環型社会の構築に向け、環境にやさしいライフスタイルへの転換の第一歩となるレジ袋削減を推進する。

2 事業の内容

- (1) 東部・中部・西部の県内3地域「ノーレジ袋推進協議会」で、レジ袋削減に向けた具体的取組(レジでの声かけ、店内放送、レジ袋無料配布中止等)を推進・強化している。
- (2) 毎月10日を「ノーレジ袋デー」に設定し、店頭キャンペーンを継続実施している。

3 事業の現状及び課題

- ・東部地域のスーパーマーケット事業者において足並みが揃い、平成24年10月1日から実施しているレジ袋無料配布中止により、レジ袋辞退率の大きな上昇が見られた。
- ・県内全域でレジ袋辞退率を上昇させるため、レジ袋有料化実施に向けて、中・西部地域の主要スーパー等に働きかけを行い、レジ袋無料配布中止の実施を目指す。



連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイト「ノーレジ袋推進の取組」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/178899.htm>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

14 鳥取エコハウス推進事業

施策

1 事業の目的

本県の気候・風土等に適し、県産材を多用した鳥取県型環境配慮住宅(鳥取エコハウス)の規格型住宅(プロダクト住宅)を開発し、県内工務店・建築家が参加できる仕組みを構築することで、消費者が安心して購入できる環境にやさしい住宅の普及を図ることにより、環境負荷の低減に配慮した住宅づくりを推進する。

2 事業の内容

○プロダクト住宅普及促進委託

鳥取エコハウス推進協議会が行う鳥取エコハウスのプロダクト住宅の普及、販売に向けた活動に対して支援を行う。

平成24年度に作成した、プロダクト住宅を体感できるモデルルーム(組立移動式)を、県内外で開催される住宅フェアなどでPRするとともに、家具などの地場産業者の製品の展示する。

3 事業の現状及び課題

・鳥取エコハウス研究会において基本ルールを取りまとめた。事業化に向けて、住宅取得者や地元工務店にイメージ、コスト、魅力などを分かりやすく提示し、商品化に向けた検討を行うことが必要。

・鳥取エコハウス推進協議会において、鳥取エコハウスの目指す家を検討し、それを実現するための基本ルールの設定、県産材の安定供給とコストダウンを図るための県産材の規格化ルール及びモデルプランを設定。今後事業化に向けて住宅取得者や地元工務店にイメージ、コスト、魅力などを分かりやすく提示し、モデル住宅の普及推進と魅力ある商品化を増やすことが必要。

・今後、部会の改組を行い、基準等の整備、県産材供給体制の検討、広報宣伝の実施等についてより一層取り組みを強化することとしている。

連絡先

生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 企画担当 電話0857-26-7398

参考URL

住まいまちづくり課のwebサイトより

「鳥取県住まい情報館」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3589>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

15 環境にやさしい木の住まい助成事業

施策

1 事業の目的

県産材の需要拡大、伝統技術・文化の継承、地場産業の振興及び環境にやさしい住まい作りの推進を図るため、一定量以上の県産材を活用して住宅の新築又は改修を行う場合に県産材の使用量等に応じた助成を実施。

※平成26年度からは新規受付を行わず、平成25年度に交付決定したものの支払のみを行う。

2 事業の内容

[新築に対する助成]

県産材を15m³以上使用して木造一戸建住宅を建設又は購入する場合、次の助成を実施

○県産材活用への助成

県産材使用量1m³あたり2万円を助成(上限40万円)、県産JAS製材を使用する場合は1m³あたり9千円を上乗せ助成(上限18万円)

○伝統技術活用住宅への助成

在来軸組工法の住宅で、次のうち2種以上の伝統技術を活用する場合、定額15万円の助成を上乗せ

(木材の手刻み加工、外壁下見板張り、左官仕上げ、日本瓦葺き、木製建具)

○環境配慮住宅への助成

環境に配慮した住宅として次の全ての要件を満たす場合は、定額5万円の助成を上乗せ

・戸建住宅の環境性能を評価するシステム「CASBEEとっとり戸建」の評価結果がAランク以上かつ重点評価項目が15点以上

・自然エネルギーを利用する住宅として、以下の(1)から(5)のうち2つ以上を満たすこと

(1)主要な居室の室内建具は引戸とすること

(2)主要な居室は2面採光とすること

(3)主要な居室の庇の出は庇の高さから開口部の下端までの高さの0.3倍以上とすること

(4)居室の開口部は複層ガラス(3+A6+3)と同等以上の耐熱性能を有すること

(5)主要な居室の開口部(延面積の30%以上)は真南方向の前後30度の位置に設置すること

○長期優良住宅への助成

長期にわたり良好な状態で使用される住宅として次の全ての要件を満たす場合は、定額10万円の助成を上乗せ

・長期優良住宅の認定を受けた住宅であること

・構造材に県産JAS製材を使用していること

・柱の小径が12センチメートル以上であること

・通し柱が13.5センチメートル以上であること(ただし、住宅の構造上、通し柱を有さないものについては本要件を適用しない)

○履歴情報保管住宅への助成

住宅履歴情報保管サービス機関等と、住宅履歴情報の保管に関する契約を締結する場合、定額2万円の助成を上乗せ

[改修に対する助成]

県産材を0.3m³以上使用して一戸建住宅又は共同住宅の改修等を行う場合、次の助成を実施

○県産材活用への助成

県産材使用量1m³あたり2万円を助成(上限20万円)、県産JAS製材を使用する場合は1m³あたり9千円を上乗せ助成(上限9万円)

3 事業の現状及び課題

助成制度は着実に県下に浸透しており、消費者にとって県産材活用への確かな動機付けとなると共に、木材・住宅関連の地域産業を下支えしている状況。また、伝統技術を活用した場合には上乗せの助成を行っており、伝統技術の継承・職人の雇用創出にも貢献している。

今後の課題として「環境にやさしいすまいづくり」といった観点から、より環境性能の優れた住宅ストックの供給を促していくことが必要。

連絡先

生活環境部くらしの安心局 住まいまちづくり課 企画係 電話0857-26-7408

参考URL

鳥取県住まいまちづくり課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3589>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

16 とっとり住まいる支援事業

施策

1 事業の目的

木造住宅の建設及び県産材を活用した改修に要する資金の一部を助成することにより、県民の住まいづくりを支援するとともに、県内の地場産業の振興を図る。

2 事業の内容

[新築に対する助成]

県内事業者の施工により木造一戸建住宅を建設又は購入する場合、次の助成を実施

1 木造住宅への助成
定額5万円を助成

2 県産材活用住宅への助成
上記1を満たし県産材を10m³以上活用する場合、定額45万円を助成

<以下は、上記1・2を満たす住宅のみが利用可能>

3 県産規格材活用住宅への助成
県産規格材の使用量1m³あたり1万円を助成(上限15万円)

4 伝統技能活用住宅への助成
在来軸組工法の住宅で、次のうち2種以上の伝統技能を活用する場合、定額20万円を助成
(木材の手刻み加工、外壁下見板張り、左官仕上げ、日本瓦葺き、木製建具)

5 子育て世帯等への助成
次のうち1以上を満たす場合、定額10万円を助成
・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を養育する世帯
・申請日時時点で婚姻後10年以内の世帯

[改修に対する助成]

県産材を0.3m³以上使用して一戸建住宅又は共同住宅の改修等を行う場合、次の助成を実施

1 県産材活用への助成
県産材使用量1m³あたり2万円を助成(上限20万円)

<以下は、上記1を満たす住宅のみが利用可能>

2 県産規格材活用への助成
県産規格材使用量1m³あたり1万円を助成(上限10万円)

3 伝統技能活用への助成
次のうち2種以上の伝統技能を活用する場合、伝統技能の施工面積に応じて助成(上限15万円)
(建築大工技能、左官仕上げ、木製建具)

3 事業の現状及び課題

平成25年度まで実施していた「環境にやさしい木の住まい助成事業」を全面改正し、より利用し

やすい新制度とした。本制度により県民の住まいづくりを幅広く支援するとともに、消費増税による住宅着工の落込み緩和を図り、引き続き県内の住宅関連産業をを下支えしていく必要がある。

連絡先

生活環境部 暮らしの安心局住まいまちづくり課 企画担当 電話0857-26-7398

参考URL

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

17 公営住宅ストック総合改善事業

施策

1 事業の目的

県営住宅ストックの長期利用により、LCC(ライフサイクルコスト)の縮減と建替えに伴う環境負荷の低減を図る。
なお、省エネルギー改修の場合は、住生活に伴う二酸化炭素の排出を抑制(LCC O2を低減)する。

2 事業の内容

機能低減が著しい昭和50年代建設のRC4階建て階段室型住棟について改善事業を実施する。
全面的改善事業:概ね20戸以上の住棟について、エレベーターを設置する等バリアフリー化すると共に、内装・設備をリニューアルする。
エコ改善事業:概ね20戸未満の住棟について、省エネルギー(断熱)改修すると共に、設備・配管改修を実施する。

平成26年度整備予定団地
全面的住戸改善:永江団地(6期)、緑町第1団地(1期)、東浜団地(1期・継続)
エコ改善事業:ひばりが丘団地(1期)、永江団地(1期・継続)

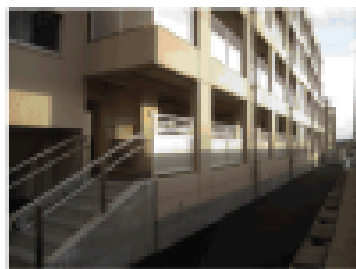
3 事業の現状及び課題

改善事業のさらなるコスト縮減及び円滑な事業実施が課題となっている。

改善事例(県営住宅ひばりが丘団地852-3棟)



改修前



改修後



連絡先

生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 計画担当 電話0857-26-7412

参考URL

鳥取県くらしの安心局住まいまちづくり課のwebサイトより
「くらしの安心局住まいまちづくり課」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3589>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

18 鳥取県環境立県推進功労者知事表彰

施策

1 事業の目的

県内において環境保全のための実践活動、技術の開発・普及、教育啓発活動、廃棄物の適正処理の確保又は4つのR(廃棄物の発生抑制(Refuse)、削減(Reduce)、再利用(Reuse)又は再生利用(Recycle))の推進等を行い、環境立県の推進に顕著な功績のあった個人又は団体(以下「個人等」という。)を顕彰することにより、県内における環境活動を一層推進する。

2 事業の内容

表彰は、次の功績を有する個人等について行う。

- (1) 環境保全のための実践活動に関する功績
広域的、先導的若しくは長期的(表彰しようとする年度の4月1日の時点(以下「基準時点」という。)で5年以上)な環境保全活動、環境美化活動若しくは緑化推進活動を行い、又は環境行政に協力若しくは従事したこと。
- (2) 環境保全のための技術等の開発・普及に関する功績
省エネルギー技術、温室効果ガスの排出低減技術その他の環境保全のための技術若しくはそれらの技術を用いた製品の開発若しくは研究、又はそれらの先導的若しくは大量の導入若しくは普及啓発を行ったこと。
- (3) 環境保全のための情報発信・教育啓発に関する功績
基準時点で5年以上にわたり環境保全のための情報の発信、又は学校、地域、企業等における教育啓発活動を行ったこと。
- (4) 廃棄物の適正処理の確保又は4つのRの推進に関する功績
 - ア 廃棄物処理業者、浄化槽清掃業者又は廃棄物排出事業者であって、基準時点で県内において1年以上活動している次のいずれかに該当する事業所を有すること。
 - (イ) 廃棄物の適正処理の確保又は4つのRの推進に関し、他の模範となる取組を行い、顕著な功績があった事業所
 - (ロ) 廃棄物の適正処理の確保又は4つのRの推進に係る新しい技術若しくは製品の開発に顕著な功績があった事業所
 - イ 基準時点で10年以上、県内において廃棄物の収集運搬業又は処分業に従事し、廃棄物の適正処理の確保に顕著な功績のあった個人。
 - ウ 基準時点で5年以上、県内で廃棄物の適正処理に関する事業を行う公益法人その他これに準ずる団体に勤務し、その発展に顕著な功績があった個人。
 - エ その他県内において廃棄物の適正処理の確保又は4つのRの推進に尽力し、社会的貢献が顕著で他の模範になると認められる団体又は個人。

3 事業の現状及び課題

環境美化、廃棄物の適正処理に対する表彰の他には、環境関連の顕彰制度はなかったため、平成18年度に自然環境保全活動、地球温暖化防止活動、環境教育活動、省エネ技術の開発、導入等といった環境全般にわたる顕彰制度を創設した。

平成24年度には、鳥取県循環型社会推進功労者知事表彰を統合し、環境全般に関する表彰制度に改正した。

連絡先

生活環境部環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
「鳥取県環境立県推進功労者知事表彰制度」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=65295>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-3 社会システムの転換

01 EVタウンの推進

施策

1 事業の目的

EV・PHVの普及に向けて、主要観光施設等への充電ステーション整備とEV・PHVレンタカー導入の促進を図る。また、県内外へ本県の充電インフラ環境と観光資源をPRすることで、環境にやさしいドライブ観光交流を促進し、次世代型エコツーリズムの推進を図る。

2 事業の内容

(1) EVエコドライブツアープロジェクト

ドライブ観光圏域である岡山や関西地域に対するドライブ観光誘客促進するため、EVでのモニターツアーを開催し、ドライブ観光ルートを提案することにより、環境負荷の低い次世代型のエコツーリズム(エコ旅)の推進を図る。

【鳥取岡山EVエコドライブ連携プロジェクト】

参加者がドライブした情報を基に「鳥取岡山EVエコドライブマップ」を作成する。

〔実施主体〕鳥取岡山両県による実行委員会

〔モニター〕EVユーザー及びEVに興味のある県民

【EV女子旅モニターツアープロジェクト】

ドライブ風景や充電の様子、観光施設サービスを撮影し、動画とドライブマップを作成することにより関西の若者に対してドライブ観光をPRする。

〔モニター〕JKB(女子カート部)など女子ユニット。

〔ルート〕大山周遊、ジオパーク周遊など3ルート程度。

〔配信媒体〕自動車学校のJACLAシステムやフェイスブック等のSNS。

(2) EV・PHV普及促進フォーラム ～IN鳥取～

全国レベルのシンポジウム開催とEV・PHV試乗会など体験型のフォーラムを開催する。

〔主催〕経済産業省と鳥取県が共催

(3) 充電インフラ整備事業

民間事業者等がビジョンに基づいて充電ステーションを整備する費用の一部を補助する。また、県管理の観光施設(とっとり花回廊、山陰海岸学習館)と鳥取空港に充電ステーションを設置する。

(4) EV・PHVレンタカー導入促進モデル事業

鳥取空港の充電ステーション設置と併せて、EV1台、PHV1台のPR用レンタカーを導入し、県のパイロット事業として、県内外にエコをPRする。

(5) EV・PHV普及への新構想を策定

現行のEV・PHVタウン構想を改訂し、再生可能エネルギーへの取組や産業振興、観光振興などの新たな事業領域も含めた新構想を策定する。

3 事業の現状及び課題

○レンタカー事業者と連携したカーシェアリングによる公用車としての率先利用を行うとともに、インフラ整備のため充電設備に対する補助事業を実施

○平成22年12月に経済産業省の「EV・PHVタウン」の一つとして選定され、岡山県と連携したEVの普及モデルを全国に発信することが期待されている

○平成26年1月末時点で県内の急速充電器は33箇所、普通充電器は60箇所に設置済

○県内のEV登録台数は平成26年1月時点で467台にまで増加

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践担当 電話:0857-26-7875

参考URL

経済産業省 EV・PHV情報プラットフォーム

<http://www.meti.go.jp/policy/automobile/evphv/town/state/tottori.html>

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3268>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-3 社会システムの転換

02 バイシクルタウン推進事業

施策

1 事業の目的

「鳥取県バイシクルタウン構想」(平成25年6月策定)に基づき、モーダルシフトの促進とサイクリングの推進を図るため、ポータルサイトの創設と自転車レースイベントの開催等を行い、自転車好きを増やすとともにエコツーリズムの推進を図る。

2 事業の内容

- (1) 自転車ツーリングサイトの創設
自転車ツーキニストやサイクリングツーリズムの愛好家が交流できるサイトを創設する。
【コンテンツ内容】
 - ① 県内のサイクリングロードなど自転車マップやロードレースイベント等のカレンダー
 - ② 本県観光資源のPRにも繋がる豊かな自然の中を快走するロードムービーなど
- (2) 自転車通勤チャレンジの実施
県民及び事業所に参加を呼びかけ、自転車通勤チャレンジを実施。併せて、参加者を増やすため、表彰制度を創設する。
- (3) 温泉ライダー IN 三朝温泉
自転車好きを増やすため、自転車レースイベント「温泉ライダー」を誘致し、三朝町等の温泉地域で開催する。三朝温泉開湯850年や三徳山の国立公園編入等のイベントとも連携し、観光資源の情報発信と観光誘客を促進する。
【レースイベント】
 - ① エンデューロ(ママチャリ等の耐久レース) ② キッズランニングバイクレース
【フォーラム】
 - ① ブラッキー自転車教室 ② 自転車カリスマツーキニストによるトークショーなど

3 事業の現状及び課題

- 自転車通勤チャレンジへの参加者が約100人程度と目標達成には程遠い状況
- また、自転車利用を促進するには、自転車好きを増やす取組が必要
- 自転車カリスマツーキニストや自転車活用研究会などの有識者の意見を聞きながら、事業効果のあるプロジェクトが必要。
〔自転車カリスマツーキニストの見解〕
 - ・ パネルディスカッション等のシンポジウム的なイベントを開催しても効果はない。
 - ・ 自転車レースなど体感型イベントの実施が興味に繋がる。
 - ・ 素人が参加しやすいエンデューロが効果大。また、取り組みやすい。
 - ・ レースイベントは、毎年開催することで、イベント自体がブランド化されていき、県内外の参加者が増えてくる。
- 〔鳥取県自転車商業組合の意見〕
 - ・ 自転車利用を促進するには、自転車を好きになってもらう取組が必要。
 - ・ 県外の自転車愛好家も参加したくなるようなレース大会を企画し、県全体を自転車で盛り上げるプロジェクトが重要。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7875

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3268>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開 2-3 社会システムの転換

03 ノーマイカー運動の推進

施策

1 事業の目的

通勤に自家用自動車を利用している鳥取県職員の公共交通機関の利用を促進する「ノーマイカー運動」を率先して行うことにより、公共交通手段の維持・確保、排気ガスによる二酸化炭素などの環境負荷の低減、交通渋滞の緩和、交通事故防止等を目指している。

2 事業の内容

- 県職員が可能な日に自家用自動車以外の通勤手段(以下「代替通勤手段」という。)を用いて通勤する運動で、平成10年に開始。
- 所属毎に月一回以上「職場ノーマイカーデー」を設定、また「ノーマイカー運動強化週間」を平成20年より指定。
- ノーマイカー運動実施に伴うCO2削減量等をデータベースにより職員に周知し、参加意識を醸成。
- 県では平成22年に毎週、水、金曜日を県下統一の「エコ通勤の日」に設定。ノーマイカー運動を県が率先垂範することで、県内のエコ通勤の普及啓発に寄与。
- インターネットを使って県内のバス、鉄道の時刻表、最寄りのバス停までの道順等の検索を可能としたバスネットにより、県職員のみならず県民に県内の移動に有用な情報を提供。加えて東部の一部の路線でバスの運行位置をダイヤに反映させるバスロケーションサービスの実証実験も実施中。
- 職員が参加できる環境を整備
 - ・ノーマイカー運動通勤手当、ノーマイカー運動時の時差出勤制度の適用
 - ・パークアンドライド駐車場情報の提供(市町村と連携して無料利用が可能な駐車場情報を提供)
 - ・鳥取市の行う「ノルデ運動」にも参加協力。

3 事業の現状及び課題

[平成25年度の状況]

(1)参加状況

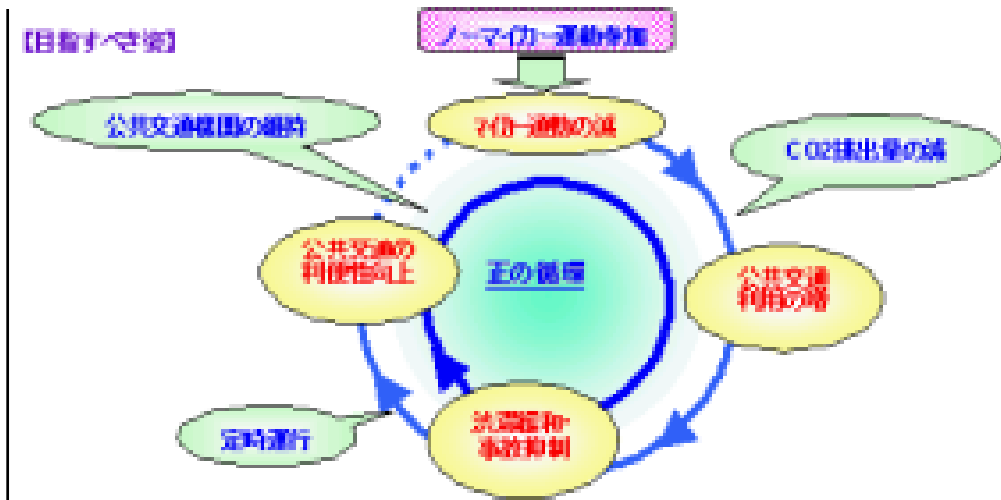
延べ参加人数 1,395人

(2)CO2削減量 8,182.4kg

※体積換算すると、492.3万リットル

⇒ 杉の木584本、森林面積6,545平方メートルが1年間に吸収する二酸化炭素量





連絡先

地域振興部 交通政策課 総合交通政策担当 電話0857-26-7641

参考URL

鳥取県交通政策課のwebサイトより
「ノーマイカーデーの取組み」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=11148>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
2-3 社会システムの転換

04 とっとりEVカーシェア推進事業

施策

1 事業の目的

新たな交通サービスの創出、新たな生活スタイルの提供(自動車の所有から自動車の利用へ)を目指し、新たなサービス提供による雇用創出につなげる。

2 事業の内容

鳥取県内でEV・PHVを用いて新たに(既の実施している事業者については拡大して)実施する有料カーシェアリング事業に対して補助金を交付する。

3 事業の現状及び課題

鳥取発次世代社会モデル創造特区については、平成24年7月に国の地域活性化総合特区の地区指定、平成25年6月に計画認定(国利子補給の活用)を受け、モデル事業の実現に向けた取組を展開している。e-モビリティ交通サービス事業については、新たな交通サービスの創出の足掛かりとなる「EVカーシェアリング」への支援を平成25年度から始めたところ。

平成25年度は鳥取市内5ヶ所で事業実施中である。鳥取駅南のカーシェアリングスポットを中心に徐々に会員及び利用者が増加しており、マイカー保有率の高い鳥取県においても、必要な場所にはカーシェアリングサービスの需要が高いと思われる。新たな生活スタイル及び新たなサービスの創出に向け、新たな事業実施主体による事業展開も含め、事業実施主体と一体となって引き続き事業拡大を図っていく。

連絡先

商工労働部商工政策課 総合特区推進担当 電話:0857-26-7565

参考URL

<http://www.pref.tottori.lg.jp/211899.htm>

平成26年度 鳥取県環境白書

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
2-3 社会システムの転換

05 超小型モビリティ導入実証事業

施策

1 事業の目的

とっとりEVカーシェア推進事業と連携し、超小型モビリティを使った新たな交通サービスの創出を目指す。

2 事業の内容

超小型モビリティを使ったサービスを提供する者・協議会に対して補助金を交付する。

3 事業の現状及び課題

平成25年度にスタートしたEVカーシェアリングの取組みは、現在鳥取市内5ヶ所で事業実施中である。既存のEV車両に加え、超小型モビリティ活用の可能性を探るため、本事業で実証事業を行う。対面・無人貸出、EV車種、観光・日常型など各種条件下で最適な交通サービスを実証し、超小型モビリティを使った新たな交通サービスの創出を目指す。

連絡先

商工労働部商工政策課 総合特区推進担当 電話:0857-26-7565

参考URL